

令和
8
年度
実施



フロント業務



予約・デスク
業務



清掃業務



食事の準備・
配膳



その他バック
サポート業務



観光地・観光産業における 省力化投資補助事業

(旧・観光地・観光産業における人材不足対策事業)

対象事業者

宿泊事業者

募集期間

令和8年

公募期間

3/27(金)~5/29(金) 17:00 締切厳守

参加申込締切

5/22(金) 17:00

※参加申込(アカウント発行)については、公募のために必要となる点に留意してください。
※公募期間内に、参加申込と計画申請の両方を完了している必要があります。

補助金額

最大1,000万円 補助率 (1/2)



フロント業務

導入例 スマートチェックインの導入で効率UP など

自動チェックイン機、スマートロック・カードロック、施設内情報表示システム、翻訳・通訳システム、POSレジ、電子宿帳システム、キャッシュレス決済端末 など



食事の準備・配膳

導入例 配膳ロボットの導入で効率UP など

スチームコンベクション、オープン、オーダーシステム、冷凍庫、真空包装機、配膳ロボット、小荷物専用昇降機 など



予約・デスク業務

導入例 AIチャットボット導入で人的リソースを確保 など

PMS(ホテル管理システム)、PMS(ホテル管理システム) オプション、宿泊予約システム、サイトコントローラー、チャットボット、SMS送信サービス、レベニューマネジメント、会計ソフト など



その他バックサポート業務

導入例 温度管理システムの導入でコスト削減 など

インカム・無線通信機、監視カメラ、温度管理システム、ビジネス電話システム、混雑状況可視化システム、労務管理システム、在庫管理システム など

※支援の一例です。詳しくは特設Webサイトより公募要領を読んでご確認のうえプラン(計画)を立ててください。



清掃業務

導入例 清掃ロボットの導入で人員不足解消 など

清掃ロボット、コンドルポリッシャー(床洗浄機)、清掃管理システム、オゾン脱臭機 など

詳しい補助要件については裏面をご確認ください

補助要件

以下の条件を満たす必要があります。

地域(DMO、地方公共団体等)と連携し、地域一体での求人活動等、人手不足解消のための具体的な取組を行っていること。なお、本件については、補助事業を実施する施設が位置する所在地域との取組に限ります。

- 計画申請にあたって、連携した団体(DMO・地方公共団体・観光協会・宿泊団体支部・公立学校、その他地域で活動する団体)や、具体的な取組内容(PR活動・セミナー、イベントの参加又は開催)、上記取組により得られた効果・知見等をご記載いただきます。
- 原則として、過去3年以内の取組である必要があります。取組実績がない場合は取組予定でも構いません。

※詳細は公募要領をご確認ください。

中小企業省力化投資補助事業との併用に関する注意事項

過年度及び今年度において本事業の交付決定を受けた場合、中小企業庁の「中小企業省力化投資補助事業」は申請に制限がかかる可能性があります。最新情報に関しては本チラシ掲載の特設Webサイト及び中小企業庁「中小企業省力化投資補助事業」のサイトをご確認ください。
※「中小企業省力化投資補助事業」サイト：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

参加申込から補助金交付までの流れ

※申請手続きの詳細は「計画申請の提出手続き」をよくご確認ください。

1

公募要領を確認し、参加申込を実施

公募要領を確認し、申請にあたっての手順や補助対象となる条件などをご確認ください。特設Webサイトの参加申込フォームにて応募してください。

2

計画申請の手続き

事務局から送られてくるご案内に沿って、必要な書類を準備した上で計画申請の手続きを行ってください。申請後に事務局が審査を行います。

3

交付申請の手続き

計画が採択された後、交付申請の手続きを行ってください。申請後に事務局が審査を行います。

4

交付決定後に実施

交付決定された事業者には事務局から正式に交付決定通知をお送りします。申請した計画に沿って事業を実施し、事業完了の手続きを行ってください。

5

事業完了

事業が完了した後にマイページ上から完了実績報告を行ってください。完了実績報告には提出期限がありますので、期限に余裕をもって手続きを行ってください。

6

精算

完了実績報告を事務局で審査した後にお送りする「額の確定通知」をもとに補助金の請求を行います。精算の手続きを行ってください。

提出書類

必須 【任意様式】設備等導入前の写真
旅館業法上の営業許可証の写し
見積書・相見積書
※見積書が1社のみ場合は必ず【任意様式】選定理由書を提出すること
カタログ等(導入予定の設備等についてわかるもの)

任意 その他、申請内容を補足する参考資料
省力化投資に係るアンケート
中小企業基盤整備機構「省力化ナビ」でダウンロードできるPDFファイル

必要に応じて提出 宿泊施設の運営委託関係又は賃貸借関係等を示す証拠
履歴事項全部証明書

観光地・観光産業における省力化投資補助事業 事務局

お電話でのお問い合わせ **0570-088-015**
受付時間 9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

特設Webサイトからのお問合わせ
<https://www.kanko-jinzai.go.jp>

